



アンタンドン制におけるシュブデレゲ官職の売買について（上）：ブルターニュを中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 吉田, 弘夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00001837

アンタندان制におけるシュブデレゲ 官職の売買について (上)

—ブルターニュを中心に—

吉 田 弘 夫

北海道教育大学札幌分校歴史学研究室

Hiroo YOSHIDA: La Vénalité des Offices des Subdélégués
des Intendants. —Principalement en Bretagne—

目 次

はしがき	(1) ブルターニュにおける1704年以 前のシュブデレゲ(以上本号)
〔一〕 諸 前 提	(2) 1704年王令とその実施について (以下次号)
(1) 絶対王政期の二つの官僚体系	(3) シュブデレゲ官職購入者の社会 層について
(2) アンタندان制の発展過程	む す び
(3) シュブデレゲ制の形成	
〔二〕 ブルターニュにおけるシュブ デレゲ官職の売買について	

は し が き

近年、わが国の絶対主義研究には新しい動向が生まれつつある。その特徴は、問題発想の起点を絶対主義における「理念と実態の解離」を認識することにおき、この認識のもとで実態把握の作業を進め、その結果に基づき絶対主義ないし絶対主義時代の特質を明らかにしようとするところにある¹⁾。絶対主義とは、理念的に言えば、あらゆる権力が集中し、集中された権力が制約を持たぬ政治体制であり、絶対王権はかかる体制の実現を志向する。しかし、このことは、絶対主義体制が、現実にも、このようなものであったことを意味するものでは決してない²⁾。勿論、あらゆる支配体制において、なにほどこかの「理念と実態の解離」は見出される。だが、絶対主義においては、この解離がとりわけ甚だしく、これが絶対主義の理解を著しく妨げているのである。

それでは、この新しい研究動向は、いかなる研究状況を前提として生じたものであろうか。第一に、それは、従来の諸研究によっては絶対主義に関する統一的イメージを描くことが困難であるという事情による³⁾、即ち、社会・経済構造に多かれ少なかれ封建的ないし前近代の性格を見出し、従って絶対主義権力の性格もかかるものとして規定する社会・経済史の見解が存在する一方、絶対王政は、封建制を克服したものとして、とりわけその権力機構に近代の性格を見出す政治・法制史の見解⁴⁾が存在し、両者の絶対主義像の齟齬が甚だしいことである。第二に、最近におけるヨーロッパ学界の研究動向が、従来の絶対主義像を著しく修正しつつあるということである。即ち、最近の諸研究は、ルイ14世の世紀としてこれまでフランス絶対王政の最盛期の地位が与えられてきたま

にその十七世紀に、あるいは民衆反乱による社会の動揺を見出し⁵⁾、あるいは穀物価格の変動の分析等を通じて経済の危機を摘出し⁶⁾、またあるいは人口動態の研究を通じて社会の旧さを明らかにしているのである⁷⁾。これらの諸研究は従来の《大世紀 (Grand Siècle)》のイメージにかえて《危機の世紀》を見ようとし⁸⁾、その社会に、多少とも前近代的性格を与えようとする⁹⁾。こうした研究状況を前提として、絶対主義研究を進める場合、当然のことながら、絶対王権理論と絶対王政の実態とを等置することは勿論、絶対王政権力が発布する諸王令とその実現を即等式で結ぶこともまた注意深く避けねばならぬ。即ち、絶対王政の「願望」に十分留意しつつも、就中、その願望がどの程度「達成」されたかを明らかにせねばならぬのである。

本稿の意図もまた、ほぼ、かかる視点に基づいている。従来、絶対王政が一元的支配を貫徹したのものとして描かれ、それゆえ近代的性格を与えられた場合、その核心には官僚制の整備が、とりわけ、アンタンダン (intendant) 制の確立が置かれていた。本稿はアンタンダン行政の実態を検討するための予備的作業として、アンタンダン制の末端機構がいかなる制度上の問題を内包するかを明らかにするために、アンタンダンの下僚たるシュブデレゲ¹⁰⁾ (subdélégué) 官職の売買問題を、主にブルターニュ (Bretagne) を中心として、取り上げるものである。

<註>

- 1) かかる研究の代表的なものは、成瀬治氏の諸論稿に見られる。成瀬治「絶対主義とは何か」(「歴史教育」8ノ9) (「„Landständische Verfassung” 考(上)(中)」(「北海道大学文学部紀要」13ノ1, 1964)、および14ノ3, 1966)。「朕は國家なり」(「大世界史13」文芸春秋社, 1968)。最後のものは、啓蒙的書物であるが、新しい視点に基づいて歴史叙述を試みたものとして注目される。
また、最近の研究としては、二宮素子「ルイ十四世治下の出版統制—治世後半のパリを中心に—」(「史学雑誌」79ノ7, 1970)。
- 筆者も、かかる視角のもとに、研究を発表したことがある。「ブルターニュにおける新税(十分の一税、二十分の一税)の創設と変容—《régie》と《abonnement》—」(「北海道大学文学部紀要」13ノ2, 1965)。
- 2) 成瀬氏はこの点について、スイスの歴史家ヴェルナー・ネフの提言をあげている。「絶対主義は、いつでも、また何処においても、多かれ少なかれ、充たされざる要求にとどまった」。成瀬「„Landständische Verfassung” 考(上)」58。
- 3) 成瀬「絶対主義とは何か」1-2。
- 4) ヨーロッパにおける国制史的発展の「封建制—身分制—絶対制」の三段階図式を想起されたい。堀米庸三「封建制の最盛期とは何か」(「法制史研究」2, 1952) 17-18。「西洋中世世界の崩壊」(岩波, 1958) 145-148。
- 5) Boris Porchnev, Les soulèvements populaires en France de 1623 à 1648, Paris, 1963。(ロシア語版は1948, ドイツ語版は1954)。Roland Mousnier, Fureurs paysannes. Les paysans dans les révoltes du XVII^e siècle, Paris, 1967。
ポルシネフの研究に対するムーニエの批判として、R. Mousnier, Recherches sur les soulèvements populaires en France avant la Fronde, (Rev. d'hist. mod. et contemp. t. v. 1958) pp. 81-113。最近の研究動向を紹介するものとして、Robert Mandrou, Vingt ans après, ou une direction de recherches fécondes: les révoltes populaires en France au XVII^e siècle. (Rev. hist., t. 242, Juil.-Sept., 1969) pp. 29-40
- 6) こうした研究について紹介するものとして、遅塚忠躬「17世紀フランス経済史研究の動向—特にその研究方法について—」(「土地制度史学」15, 1962, 56-70)
- 7) Pierre Goubert, Beauvais et Beauvaisis de 1600 à 1730, Paris, 1960。遅塚, 前掲論文, 64-5。
- 8) Trevor Aston (ed), Crisis in Europe 1560-1660, London, 1965。ここには、1954年以降 Past & Present 誌を中心に論議された17世紀の危機について、Hobsbawm, Trevor-Roper, Goubert, Mousnier らの見解が収められている。R. Mousnier, Les XVI^e et XVII^e siècle, 4^e éd., Paris, 1961, p. 161 et sqq. A. D. Lubilinskaya, French Absolutism: the crucial phase 1620-1629 (trans. by B. Pearce), London, 1968。
- 9) 例えば、最近、ムーニエは、ポルシネフとの民衆反乱の理解をめぐる論争を通じて、アンシアン・レジームを身分社会 (société d'ordres) として強調している。R. Mousnier, Fureur paysannes, pp. 13-41; du même, Les hiérarchies sociales de 1450 à nos jours, Paris, 1969, pp. 60-82。
- 10) アンタンダン, シュブデレゲの訳語としては、アンタンダンには、地方総監, 知事, 地方監察官等の訳語

が、シュブデレゲについては総監代の訳語が使用されているが、定訳を得ているという状況にはないので、本稿ではとりあえず訳語は充てない。特に地方監察官という訳語は、アンタンダン制の発展過程に、アンタンダンが監察官から行政官への変化が見られ、その場合妥当性を欠くので避ける。

〔一〕 諸 前 提

本稿は、シュブデレゲ官職売買をめぐるアンタンダン制の問題を、主としてリコマール (J. Ricomard) の諸研究に依拠しつつ検討するものであるが、それに先立ち、官職売買の前提をなすアンシアン・レジーム期フランスの官職原理、およびシュブデレゲの出現を促したアンタンダン制の発展過程について若干の言及をせねばならぬ。

(1) 絶対王政期における二つの官僚体系

フランス史学においては、絶対王政期の官僚について、通常、これを二つの官僚体系に峻別して理解する仕方が行なわれている。例えば、ゼレル (G. Zeller) によると、《公権力の代行者は、officier と commissaire の二大範疇に区分される。この両者は、ともに王の権力を委任されることによって、王の名において語りかつ行動するものであるが、とはいえ、この両者に共通するものは何もないのである¹⁾》とされている。そこで、まず、これら二つの官職原理について簡単にふれる。

第一に、オフィシエ (officier) であるが、現代においてオフィシエとは幹部将校たる軍人を意味するが、アンシアン・レジーム期には、軍職に限らず、一般的・通常の官僚群を指して用いられた。しかし、この官職は今日の官職観からすればはなはだしく性格を異にするものである。17世紀の法律家ロワゾー (Ch. Loyseau) によれば、オフィシエの保有する官職 (office) は次のように定義される。即ち、オフィスとは《公的職務を伴うところの通常の品格 (dignité)²⁾》であると。この定義の意味するところを記述すれば、ほぼ、次の如くである。第一に、オフィスとは何よりもまず³⁾ 品格、つまり、社会における頭官としての地位、身分であること。第二に、従って、公的職務自体は副次的なもの、つまり、地位に付随するものとされていること。それゆえ、オフィシエにとっては、オフィスのタイトルは職務それ自体と切りはなしても尊重に値するものであったのである。第三に、かかる官職が国王統治機構にとって通常的なものであったことである。オフィスに関するロワゾーの定義の意味するところは、ほぼ、以上の通りである。

しかし、ムーニエ (R. Mousnier) は、上記の定義と関連するが、しかしながらロワゾーによっては明示されておらぬオフィスの性格を補足する。前述した如く、オフィスは公的職務であるよりは、まずもって、社会における地位であり身分であったから、オフィスはオフィシエによって、事実上、終身のものとなされ、ついで、世襲化される傾向を持ち、また、早くから、売買の対象となった。所謂、官職売買 (vénalité des offices³⁾) である。従って、ムーニエによれば、オフィスはまた《世襲財産・私有財産たる性格 (les caractères d'un bien patrimonial, d'une propriété privée⁴⁾)》を有していたのである。それゆえ、かかる私有財産的官職観のもとでは、オフィスの私的利用⁵⁾ が許容され、また、オフィシエは王権にとって自由に免職し得る官僚たり得なかったのである⁶⁾。

かかるオフィシエがフランス王権にとって通常の官僚機構を構成した。即ち、最高諸院 (cours souveraines⁷⁾) を頂点とし、bailliage (バイイ裁判所)、sénéchaussée (セネシャル裁判所)、prévôté (プレヴオ裁判所) にいたる司法官、trésorier de France (フランス財務官) などの財務官、maître des requête (訴願審査官) などの中央官僚を代表的なものとして、その他多数の官職が、またますますその数を増しつつ⁸⁾、オフィスとしてオフィシエに保有されたのである。絶対王政期の官僚機構はもっぱらかかる自由に免官し得ぬ特権身分化した官僚によって担われていた。従って、マンド

ルウ (R. Mandrou) は、王権が一元的支配を志向した場合の二重の障害として、地方割拠主義 (particularisme provincial) と、オフィシエ層の存在をあげるが、このオフィシエ層こそが、一面において、地方の有力者 (grands) として、地方割拠主義を支える働きを示したのである。即ち彼らは ≪中央権力の侵蝕に対して固有の自主性を守りつつ王に仕えた≫ ののである⁹⁾。そこで、一元的支配の願望にとって、官僚機構それ自体が障害をなすとすれば、新たな官僚機構の整備が王権の急務となる。それは、コミセール方式に基づいてなされる。

コミセール (commissaire) は何も絶対王政期に初めて出現した官僚ないし官僚体系ではない。彼らは、本来、何らか特定の任務の委任 (commission) を受けた臨時の委任官 (commissaire extraordinaire) として古くから用いられていた¹⁰⁾。彼らにおいては、任務が終了すればコミセールの権限もまた終了するものであり、また任務の執行中にも解任が可能であった。従って、王権が中央集権的体制の実現を企図し、それゆえにオフィシエに基づく官僚体系の欠陥を意識することが強くなるにつれ、王権は自由に免官し得る官僚としてのコミセールを用いてより直属性の強い官僚機構を作り上げ、オフィシエ官僚機構に対抗させようとする。かくして、王権は従来通り臨時的コミセールも随時使用するが、また同時に、コミセールをその特質を生かしつつ発展させる。つまり、臨時的官僚から常設的官僚へ、限定された任務を委ねられた官僚から、委任状に任務は明記されるが、極めて広汎な任務、権限を与えられた官僚へ発展させるのである。このようにして企図された新直轄行政機構設立の試みは、15・16世紀には *gouverneur de province* (州総督) としてあらわれるが、とりわけ重要なものは本稿の対象とするアンタンダン制である。

以上、アンシャン・レジーム期フランスにおける二つの官僚体系について触れたが、最後にこれら両官僚体系に関する理解の仕方について若干の付言をする。

第一に、これら二つの官僚体系は、現実には、*gouverneur de province* の実質的オフィシエ化の例に見られるごとくしばしば混淆するが¹¹⁾、少なくとも原理的には峻別することが可能であり、しかも王権の集権化政策の進行とともに両者の対照はますます強調されるにいたったこと。

第二に、通常、フランス史学においては、オフィシエ体系を旧官僚体系、コミセール体系を新官僚体系と称していることである¹²⁾。この点については、コミセールそのものは決して絶対王政期の創造物ではないことを留保する必要があるが、絶対王政期において、直轄行政機構の重点がオフィシエからコミセールへ移行をみたことを考えるならば、この表現は何ら不適切なものではない。

第三に、しかしながら、従来フランス史学においては、旧官僚に対する新官僚機構を近代の性格のものとして描くことが一般的であって、この点には極めて問題がある¹³⁾。即ち、とりわけアンタンダン制の整備に基づく集権化政策のうちに絶対王政の近代性格が強調されているからである。本稿は、アンタンダン制の下部機構たるシュブデレゲ制の問題を探ることによって、かかるイメージに若干の修正を試みるものである。

<註>

- 1) Gaston Zeller, *Les institutions de la France au XVI^e siècle*, Paris, 1948, p. 129.
- 2) ≪……dignité ordinaire avec fonction publique……≫ Charles Loyseau, *Cinq livres du droit des offices*, cit. par R. Mousnier, *La venalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*, Rouen, 1945, p. xxvii.
- 3) 官職売買については、R. Mousnier, *Vénalité*.
- 4) *Ibid.*, p. xxix.
- 5) 例えば、司法官に対する ≪épices≫ を想起されたい。
- 6) オフィシエは全く免官不可能であったわけではない。彼らが大逆罪 (forfaiture) を犯した場合、王権が官職の売買額を払い戻した場合には解任し得た。しかし、免官がかかる場合に限定されていることこそがオフィシエの安定性を示すものである。cf. *Ibid.*, p. xxviii.

- 7) 最高諸院とは高等法院 (Parlement), 最高評定院 (Conseil souverain), 会計検査院 (Chambre des Comptes), 租税院 (Cour des Aides) を総称する語。これらの諸院は事件を, 国王の臨席を得ずに最終審として (souverainement) 判決し得るが故にかく呼ばれる。しかし, 理論的には, 最高の裁判権者は国王であり, 諸院はこれに従属するものであるから, これは高等法院 (cours supérieures) にすぎぬとも言われる。
- 8) オフィスとされた官職をすべて記すことは不可能である。財政上の要求が官職売却を促進したためにおよそ想像に絶する官職が登場する。例えば, アンリ三世時代の海魚販売官 (vendeurs de marée), パリ家畜販売官 (vendeurs de bétails à Paris), 乾草監督官 (contrôleurs de foin) など, R. Mousnier, *Vénéralité*, p. 26.
- 9) Robert Mandrou, *La France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1967, p. 203.
- 10) コミセール概念については, G. Zeller, op. cit., p. 142 et [sqq.]; Marcel Marion, *Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, 2^e éd., 1969, p. 120.
- 11) gouverneur は王権の集権化政策の一環として出現したコミセールであるが, 宗教戦争期の王権の弱体化とともに自立化し, その職は世襲されたばかりか, 売買の対象となるにいたった。R. Mousnier, *Vénéralité*, p. 23.
- 12) 例えば, 最近の研究として, マンドルウは, 《在来の行政 (administration héritée)》, および, 《新しい行政 (administration nouvelle)》としてオフィシエに基づく官僚機構とアンタンダン制と呼んでいる。R. Mandrou, *La France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, pp. 205 et 207.
- 13) 例えば, 《……これらの行政官 (アンタンダン) は, 新しい種類の封建制と化そうとする法服貴族の抵抗を打ち砕くために創設された》(括弧内筆者), Charles Godard, *Les pouvoirs des intendants sous Louis XIV*, 1901, Paris, p. 438. 但し, フランスにおいても近年, 絶対王政における「理念と実態」のギャップが問題とされるようになり, 絶対王政についても, アンタンダン制についてもともにその《précarité》(マンドルウ) を認める傾向が支配的となりつつある。R. Mandrou, *La France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, pp. 195-212.

〔2〕 アンタンダン制の発展過程

次に, アンタンダン制のもとにおけるシュブデレゲ機構形成の意味を考えるために, まず, ルイ14世治世までのアンタンダン制発展の過程を概観したい¹⁾。その場合, おおよそその目安として, 15世紀末以降はじまる生成期, リシュリュー時代からフロンドの乱にいたる確立期, フロンドの乱後, 特に, ルイ十四世親政下の完成期に三区分して発展の特徴を叙述する。但し, アンタンダン制は, アンシアン・レジーム期の諸制度の多くがそうであるように, 漸次的発展をとげたものであり, 必ずしも計画的な改革立法の所産ではなかったから, 発展過程を段階的に理解することは容易ではなく, この三区分もあくまで便宜的なものである。

まず, 第一の時期として, アンタンダン制の起源は, 通常15世紀以降継続的に行なわれるようになった訴願審査官 (maître des requêtes) の地方巡察 (chevauchée) に, あるいは, 訴願審査官, 國務顧問官 (conseiller d'Etat), 最高諸院構成員に特定事項を委任 (commission) して行なわれた彼らの地方 (province) ないし地方駐屯の軍隊への派遣に求められている²⁾。かかる commission を与えられた者, 即ちコミセールの地方派遣は16世紀中葉以降ますます頻繁となり, 1580-1600年頃, 彼らは *superintendent*, *intendant de justice*, *intendant des finances* 等の名称で³⁾, 1621-1628年頃には, *intendant de justice, police et finance* の名称で呼ばれるようになる⁴⁾。

こうした任務に起用された者については前述したが, 特にその主体は訴願審査官であった。訴願審査官自体の官職はオフィスであるから, 彼らはそもそもはコミセールではない。王権は前述した如き任務の委任に際して, 彼らオフィシエの中から選任し, その者をコミセールとして派遣したのである。彼らは勿論コミセールである場合もオフィシエとしての官職, 地位を失うことはない。かかる訴願審査官は以後もアンタンダン選任の母体となる。

この時期のアンタンダン制の特徴を記すならば, 第一に, 彼らの任務は旧来の官僚機構即ちオフィシエの職務遂行に関する監督, 彼らの権限濫用に関する苦情処理, 一ないし数箇の王令の執行状況に関する監督であり, 従ってアンタンダンの任務の本質は「調査・監察」であった⁵⁾。第二に,

アンタンダン制の起源の一つが訴願審査官の地方巡察にあったという事実が示すように、この時期にはまだアンタンダンの地方常駐態勢は確立せず、彼らは「一時的・臨時的」派遣官僚であった。第三に、アンタンダンの地方派遣は、全王国的に見て、同時に若干の地方に対してしか行なわれておらず、また、一地方について見ても連続的に派遣が行なわれていない。即ち、この時期のアンタンダンの地方派遣は「全国的でもなく、また、恒常的でもなかった」。

第二の時期、この時期にはルイ十三世若年の摂政時代以来国内の混乱が相ついだこと、および、三十年戦争への直接・間接の介入が、とりわけリシュリューの指導下に、権力機構の強化を導いた。就中、三十年戦争への介入は、租税増強の必要から財務行政機構の整備を、また租税増徴の結果たる反税闘争の頻発から治安維持機構の確立を急務たらしめる。かかる要請のもとでアンタンダン制は著しく発展をみる。ムーニエは、とくに1634-1648年の時期に、殆んど「新制度の創設」とよぶほどの変革がアンタンダン制にあったことを論証している⁶⁾。

またこの時期には、中央における統治機構の整備が進む。即ちアンタンダン制に関連して重要なのは、国王顧問会議 (conseil du roi) の専門分化が進行して機能性を増し、また、国王留保裁判 (justice retenue) 権に基づいて発せられる顧問会議裁定 (arrêt du conseil) が、最高諸院の審査、登録権を排除して効力を持つという権威を確立したことである⁷⁾。かくして、王権は裁定を行政命令として用いつつ、アンタンダンをして多方面から在地のオフィシエ官僚機構に介入させてゆく。

この時期のアンタンダン制の特徴を列挙するならば、第一に、アンタンダンの広汎かつ頻繁な使用の結果、アンタンダン制は「恒常的・常駐的」性格をおびてくること。第二に、国王顧問会議——アンタンダンという指揮系統が確立、強化されること。第三に、指揮系統の確立に伴い、アンタンダンの権限も拡大強化する。正に、intendant de justice, police et finance として司法、行政、財政上の広汎な権限が集中すること。第四に、アンタンダンがほぼ全国的に設置されるにいたったこと。第五に、その管轄区も縮少の傾向をたどり、intendant de province としてはほぼ一地方 (province) ないし一徴税区 (généralité) を所管とするにいたったこと⁸⁾。第六に、上記の如き諸特徴はアンタンダンの質的变化を意味するものであること。つまり、この時期にアンタンダンは「調査・監察官」としての機能を失わぬとはいえ、そこから、「行政官」へと脱皮したことである⁹⁾。ムーニエが、前述の如く、1634-48年の時期に強調したアンタンダン制の質的發展はまさにこの点なのである。

かくして、この時期のアンタンダン制は、もはや、臨時的制度ではなく通常の行政機構となり、かかるものとして旧官僚機構の権限を奪っていった。それゆえ、旧官僚機構の担い手たる高等法院官僚 (parlementaires) を頂点とするオフィシエ層の反撃を蒙り¹⁰⁾、フロンドの乱に際して、アンタンダン制は一時廃止の憂き目を見ることになる¹¹⁾。

第三の時期、1653年にフロンドの乱が終結すると、王権はただちに権力機構の再建に着手し、就中アンタンダン制の復活に努める¹²⁾。その場合、マザランは、フロンド側 (frondeurs) を刺激せぬように、アンタンダン制を廃止し、16世紀の所謂訴願審査官の「巡察」を復活するという口実を用い、また、さしあたってはアンタンダンの称号を用いず、「王令執行のための派遣委任官 (commisaires départis pour l'exécution des ordres du roi)」という名称を使用した。従って、フロンド直後は、行政官から監察官への逆転が見られ、管轄区も数箇の徴税区におよび、行政官としての機能を果し得ぬ広さのものになるなど、著しい後退が見られる¹³⁾。しかし、徐々に既成事実を積み重ねつつ、更にルイ十四世親政時代に入り、特にオランダ戦争以降、アンタンダン制は全く1648年以前のものに復活する。しかも、この時期には、次の二点において、アンタンダン制は一層の進展を見る。

第一に、全王国的にアンタンダンの設置が完了することである。アンタンダンの設置は1648年以前にはほぼ完成を見たが、まだ設置未了であった地方にアンタンダン制が導入される。即ち、1682年のナヴァール (Navarre) であり、最後に、1687年のブルターニュである。かくして、全国的にアンタンダン網が完成する。第二に、アンタンダン制が、その下部機構としてシュブデレゲを備えるにいたったことである。アンタンダンは早くから職務の遂行を補佐させるために、アンタンダン個人の私的コミセルとしてシュブデレゲを用いていたが、アンタンダンの行政官への発展とともにシュブデレゲの重要性は著しく高まることになる。それゆえに、この時期には、これまでむしろシュブデレゲ使用に好意的とはいえなかった王権側に一定の認識の変化が見られるようになり、またアンタンダンのシュブデレゲ使用においても、当初の特定任務を一時的に委任されたシュブデレゲから、アンタンダン管区 (intendance) 内の一定区域を管轄区とし、アンタンダンの権限を、決定権を除いて、包括的に委任されたシュブデレゲへと移行してゆく。即ち、アンタンダン管区が下部機構としていくつかのシュブデレゲ管区 (subdélégation) に区分されるようになる¹⁴⁾。

以上の如く、本稿が主たる対象とするシュブデレゲがいかなる過程のもとに登場を促がされるのかを示すために、アンタンダン制の発展過程を大よそながら概観した。次に、シュブデレゲ制の形成に関して若干の言及を試みる。

<註>

- 1) アンタンダン制発展の概観に関しては、Charles Godard, *Les pouvoirs des intendants sous Louis XIV*, Paris, 1901, pp. 1-13; Roger Doucet, *Les institutions de la France au XVI^e siècle*, Paris, 1948, t. I, pp. 422-436; Georges Pagès, *Les origins du XVIII^e siècle du temps de Louis XIV*, Paris, 1961, pp. 17-30; R. Mousnier, *Etat et société en France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, pp. 109-120.
- 2) Ch. Godard, op. cit., pp 1-2; R. Mousnier, *Etat et société*, p. 110.
- 3) Ch. Godard, op. cit., pp. 2-3.
- 4) R. Mousnier, *Etat et commissaire. Recherche sur la création des intendants des provinces (1634-1648)*, dans „Forschungen zu Staat und Verfassung. Festgabe für Fritz Hartung.“ Berlin, 1958, p. 325.
- 5) ムーニエによれば、この時期のアンタンダンは、《inspecteurs-réformateurs》と規定されている。R. Mousnier, *Etat et commissaire*, p. 327; du même, *Etat et société*, p. 111.
- 6) 《以前と同様にアンタンダンの名称が依然用いられているとしても、現実には新制度の創設に相当する…》R. Mousnier, *Etat et commissaire*, p. 327.
- 7) この点については、千葉治男、「初期国王監察官制の成立」(「史学雑誌」75ノ2, 1966), 53.
- 8) アンタンダンに行政官としての機能が要求されるに従い、管轄区は縮小される傾向を持つ。これに対して彼らが巡察を主たる任務としていた場合には担当区域が数ヶの徴税区に及ぶほど広いことがしばしばであった。この点については、R. Mousnier, *Etat et commissaire*, p. 334.
- 9) アンタンダンの行政官への発展は、直接的には、三十年戦争を契機として、旧来の財務行政機構 (trésoriers de France—élus) によっては迅速かつ十分なタイユ税収の期待し得ぬことが認識された結果であるといわれる。アンタンダンは、旧来のオフィシエ機構を自らに従属せしめ、あるいは、徴税請負人 (traiteurs) を用いて、自らタイユの課税、徴税にあたる。Ibid, pp. 329-336.
- 10) オフィシエとアンタンダンの対立に関しては、Ch. Godard, op. cit., pp. 8-9; R. Mousnier, *Etat et société*, pp. 121 et sqq.
- 11) フロンドの乱に関しては、金沢誠「フロンドの乱」(「学習院大学文学部研究年報」10), 昭38.
- 12) フロンドの乱後のアンタンダン制の復活に関しては、Ed. Esmonin, *La suppression des intendants pendant la Fronde et leur rétablissement*. および、*Un épisode du rétablissement des intendants: la mission de Morat en Guyenne (1650)*, とともに、Ed. Esmonin, *Etudes sur la France des XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1964 所収。更に、Ed. Esmonin, *Un épisode du rétablissement des intendants après la Fronde: Les maîtres des requêtes envoyés en chevauchées*, Rev, d'hist. mod. et contemp. t. XII, Juil.-Sept, 1965, pp. 219-228.
- 13) R. Mousnier, *Etat et société*, pp. 118-9.
- 14) G. Pagès, op. cit., p. 21.

(3) シュブデレゲ制の形成

アンタンダン制のもとに、シュブデレゲが何時出現したのかを確定することは、リコマールの言う如く、極めて困難である。即ち、彼によれば、《1660年以前のシュブデレゲに関しては殆んど何も分からない。シュブデレゲの創設が何時にさかのぼるかを知ることが、多分、決して出来ないだろう。何故ならば、シュブデレゲは公けの官僚ではなく、アンタンダンが、しばしば、内密に彼らを用いたからである¹⁾》つまり、シュブデレゲとは、アンタンダンが任務遂行の必要上、自己の任務の一部ないし全部を、私的に委託した者であって、王権の立法措置の結果として生じたものではないのである。

それでは、シュブデレゲ創設の時期は確定出来ぬとしても、アンタンダンによるシュブデレゲの使用に本来好意的ではなかった王権が、これを容認するにいたるのは何時頃であろうか。この点については、エスモナンの研究²⁾が示唆的である。彼は、アンタンダン制下のシュブデレゲに限らず、委任された権限の「再委任行為」(subdélégation) 一般についての問題から検討を開始する。

彼は、まず、第一に、「再委任権」の法理論上の起源として、ローマ法における再委任に関する観念を取り上げる。彼によれば、ローマ法においては、再委任に関しては二つの対照的な原則が存在したといわれる。即ち、一つは、私法上の再委任制限の原則が公法におよんだもので³⁾、《delegatus non potest subdelegare (委任を受けた者は再委任することは出来ぬ)》というものであり、これが本来行なわれていた観念である。他の一つは、ローマの支配領域の拡大に伴ない統治の必要上、主権者の委任を受けた者に限っては上記の制限を緩和するという原則である。即ち《delegatus a proconsule potest subdelegare》(委任を受けた者は、プロコンスルによりては再委任することができる)、あるいは、帝政開始後は、プロコンスルがプリンケプスと変わった、《delegatus a principe potest subdelegare》なる原則である⁴⁾。そして、この二つの原則をめぐって、どちらを優位におくべきかという議論が中世を通じて行なわれたが、17世紀にいたっても結着をみなかったといわれる⁵⁾。

第二に、しかしながら、ローマ法が維持されていた教会および司法関係の分野では、中世を通じて各種の再委任が行なわれていた⁶⁾。

第三に、16世紀においては、国王の対外使節や, *receveurs des finances* (徴税官), *trésoriers de France* (フランス財務官), および、各種派遣官僚に再委任権が与えられており⁷⁾、再委任権の承認は、アンタンダン制確立以前に、かなり一般的な慣行となっていたと思われること。

第四に、訴願審査官ないしアンタンダンに再委任権が与えられた事例としては、1594年にノルマンディーへ派遣された訴願審査官、および、1627年にプロヴァンスおよびドフィネのアンタンダンがこの権限を与えられている。しかし、その他のアンタンダンへの委任状 (*lettre de commission*) には再委任権に関する事項は記載されていない⁸⁾。それゆえ、アンタンダンにおいては、かかる権限が付与されることは特例的なものであったと思われる。

第五に、1642年8月22日の顧問会議裁定がシュブデレゲ制の発展にとっては劃期的意味を持つ¹⁰⁾。この裁定は、タイヌ税課税の責任をフランス財務官から奪ってアンタンダンに託したものであるが、また同時に、財務官の苛斂誅求、納税者の減税要求に関する調査に限定されるが、アンタンダンにシュブデレゲ使用の権限を公認しているのである。この裁定が劃期的なものであることの意味は、この規定が例外的に特定のアンタンダンに適用されたのではなく、全アンタンダンを対象とするものであったことである。

以上の如く、エスモナンは、シュブデレゲが終始不安定な制度であったことを述べつつ、王権によるその一応の承認を1642年に置くのである。しかし、この裁定によって認められたシュブデレゲ

とは、特定の任務を委任された臨時的存在であって、アンタンダンの権限を包括的に委任され、恒常的に設置された制度ではないのである。即ち、包括的かつ恒常的な、それゆえ、アンタンダン管区内に下部管轄区＝シュブデレゲ管区 (subdélégation) を形成する傾向を持つシュブデレゲ (subdélégué général, subdélégué perpétuel) は承認されなかったのであり、その事実上の確立はコルベールの死後であると言われている¹¹⁾。

コルベールが、シュブデレゲに関していかなる見解を持っていたかについては、1676年のポルドー地方アンタンダンへの書簡、及び、1682年6月15日の通達 (circulaire) の中に見られる。即ち、前者においては、〈貴下がなしうことで、大多数のシュブデレゲを廃止すること以上に国王陛下の思召しにかなうことはない。陛下は、貴下が自分で果し得ぬ任務についてのみシュブデレゲを設け、任務の終了とともに再委任も終了することを望まれているのだ¹²⁾〉とあり、後者においては、〈国王陛下は、全般的任務を委任されたシュブデレゲの設置を禁じていられる。しかし、個別的・一時的任務のシュブデレゲだけは認めていられる¹³⁾〉と述べている。コルベールはシュブデレゲ一般に関しては否定はしなかった。それどころか、彼が、1663年の大調査に見られる如く、たえず地方からの正確で詳細な情報をアンタンダン制に期待した以上、下部機構の必要性を十分認識していたものと思われる。しかしながら、subdélégué général の設置は厳しく禁じている。何故か。エスマノンによれば、コルベールは、個別的・一時的任務の委任ならば、アンタンダン自体の機能がシュブデレゲの存在によって制約されることは少ないが、包括的・恒常的に権限を委任されたシュブデレゲを設置することは、アンタンダン制を著しく制約することになると考えたのであろうと言う¹⁴⁾。この解釈は次の事実を考えあわせるならば、恐らく、妥当性を持つと考えられる。

第一に、シュブデレゲがその存在を王権により承認されたとはいっても、それは、シュブデレゲが直ちに国王官僚となったということではないことである。王権が認めたのは、アンタンダンへ権限の再委任を行なうことであり、従って、シュブデレゲは、国王官僚ではなく、アンタンダンの私的コミセルであった¹⁵⁾。また、アンタンダンへの再委任権の授与は、換言すれば、官吏任命権の授与であり、理論的に言っても、権力の絶対性からはほど遠いものである。それゆえ、王権にとっては間接的な存在であるシュブデレゲが権限と地位を強化することは、王権に危険を感じせしめたものと思われる。

第二に、上述したシュブデレゲの性格に社会的観点を付加するならば、その意味あいは一層重大なものとなる。即ち、現実にシュブデレゲとして任用された者は、専ら在地のオフィシエ層であったことである¹⁶⁾。アンタンダンがシュブデレゲに求めたものは、一定地域に関する精通した知識であり、一定地域内における権威であったが、こうしたものは、事実上、在地のオフィシエ層以外には求め得なかった。一方、オフィシエ達は、王権に直属するアンタンダンに結びつくことによって、また、地方に設定される重要な公職を独占することによって、就中、一定地域内における自己の権威を強化しようとするのである。かかるオフィシエ層によって、王権が集権の機構の核心とするアンタンダン制の末端が担われた場合、当然、指揮系統における歪みが予想されるのである。このような観点からすれば、シュブデレゲに関するコルベールの警戒についてのエスマノンの解釈は妥当なものと考えられる。

しかし、コルベールの意向にも拘らず、アンタンダンにおける行政上の重要性が増すにつれ、下部機構整備の必要はますます増大し、コルベールの死後、subdélégué général の存在は、事実上、王権の容認せねばならぬものとなる¹⁷⁾。

だが、かかる段階に達しても、アンタンダンのシュブデレゲ使用の仕方は極めて多様であり、不安定である。アンタンダンは、特定の問題に限った臨時的シュブデレゲ (subdélégué particulier)

を終始使用し続けたし、またそれと併行して、subdélégué général を使用することもあった。subdélégué général の使用の仕方も、アンタンダンがただ一人の subdélégué general を選任して、管区内の一定地域を委ねた場合もあり、また何人かの subdélégués généraux に管区を分割し、下部行政区劃設立の方向をとった場合もあった。だが、その場合も、シュブデレゲ管区は明確に劃定はされておらず、いまだ、極めて流動的であった¹⁸⁾。かかる、シュブデレゲ制整備の必然的趨勢とシュブデレゲ制の極めて流動的な実態とが、やがて、若干の行政的改革をうたいつつ、シュブデレゲの官職化とその売却を企図する1704年王命を導くことになる。

<註>

- 1) J. Ricomard, *Revue d'Histoire Moderne*, 1937, p. 343.
- 2) E. Esmonin, *Les origines et les débuts des subdélégués des intendants*, dans "Etudes sur la France".
- 3) 私法上委任を受けた者は、委任事項を自ら履行せねばならぬものとされ、第三者に再委任する場合には委任者の承諾が必要であった。この原則が公法上にも及んだという。Ibid., p. 131.
- 4) Ibid., p. 131.
- 5) Ibid., p. 132.
- 6) Ibid., pp. 132-3.
- 7) Ibid., p. 133.
- 8) Ibid., p. 135.
- 9) Ibid., p. 136.
- 10) 1642年8月22日の裁定は、ムーニェがアンタンダン制発展の劃期とする1634-1648年の間でも、とりわけ重要視されている。《……国王政府は1643年度分のタイヌ税および軍用糧食徴収に関する1642年8月22日の法令によって、公式に、革命(révolution)を開始した》。R. Mousnier, *Etat et commissaire*, p. 336. また、アンタンダンへのタイヌ税行政の移行については、E. Esmonin, *La taille en Normandie*, Paris, 191 p. 43 et sqq.
- 11) G. Pagès, *Les origines du XVIII^e siècle*, p. 21.
- 12) M. Marion, *Dictionnaire*, p. 519.
- 13) G. Pagès, *op. cit.*, p. 21
- 14) subdélégué particulier の場合には、《……アンタンダンに、自らを補佐させるに十分大きな幅を残したのだ》。E. Esmonin, *Les origines et les débuts des subdélégués*, p. 137.
- 15) 従って、シュブデレゲの待遇は、本来、無給であった。
- 16) この点については、その実態の一端を、ブルターニュに限定してではあるが、次章で述べる。
- 17) G. Pagès, *op. cit.*, p. 21; E. Esmonin, *Les origines et les débuts des subdélégués*, p. 138.
- 18) M. Marion, *op. cit.*, pp. 519-520.

〔二〕 ブルターニュにおけるシュブデレゲ官職の売買について

(1) ブルターニュにおける1704年以前のシュブデレゲ

シュブデレゲ制がいかなる過程を経て形成されるかという問題をブルターニュ・アンタンダン管区に関して取り上げることは出来ない。何故ならば、ブルターニュはアンタンダン制が最後に導入された州であって¹⁾、その時には、シュブデレゲは、既に、王権の公認するところとなっていたからである。従って、1689年に着任した初代アンタンダン、ポムルー(Auguste-Robert de Pomereu)への委任状の一項に再委任権の授与が明記されている²⁾。但し、この委任状によれば、再委任を許されている権限は民事事項に限定され、しかもそれに関する調査、連絡に限られており、事件の裁決はアンタンダン自身がなすべきものとされている。従って、ポムルー時代のシュブデレゲは委任状に関する限り、権限範囲においてもその内容においても極めて限定されたものであった。

1692年、ポムルーの後任として着任したノワントル(Louis Béchameil de Nointel)の時代になると、ブルターニュにおけるシュブデレゲは著しい発展をとげる³⁾。この時代のシュブデレゲの存在形態は極めて多様である。即ち、前代に引続き、情報収集等の任務を託されたシュブデレゲ、お

よび、1695年の第一次カピタシオン税 (capitation) の課税事務の如き特定の任務を委ねられたシュブデレゲが存在する一方、これらとならんで、一定地域においてアンタンダンの権限を包括的・継続的に委任されたシュブデレゲ、即ち, *subdélégué général* が登場するのである。かくして、ノワンテル時代に、ブルターニュにおいては、特定の臨時的任務を付与されたシュブデレゲが随時使用されるとともに、他方, *subdélégué général* のもとで、アンタンダン管区内に下部行政管区設立の方向がたどられたのである⁴⁾。

<註>

- 1) アンタンダン制のブルターニュ導入に至る前史、および、導入の経過については、Henri Freville, *L'intendance de Bretagne (1689-1790)*, Rennes, 1953, t. I. pp. 33-44, 46.
- 2) *Ibid.*, p. 50-1.
- 3) *Ibid.*, p. 81 et sqq.
- 4) <従って、アンタンダンのシュブデレゲは、もはや、只一つの任務あるいは一系列の任務を委任された者ではなかった。彼らは広汎な権限を持った、地方的・領域的協力者 (*collaborateurs locaux, territoriaux*) になったのである>。*Ibid.*, p. 83. (未完)